

第2次みさと

概要版

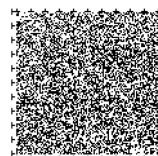
こども にこにこプラン

令和2年度～令和6年度



子どもと子育てを地域で支える
ふれあいのまち みさと

埼玉県 三郷市



1 計画策定の趣旨

子どもは、社会の希望であり、未来を創る力です。

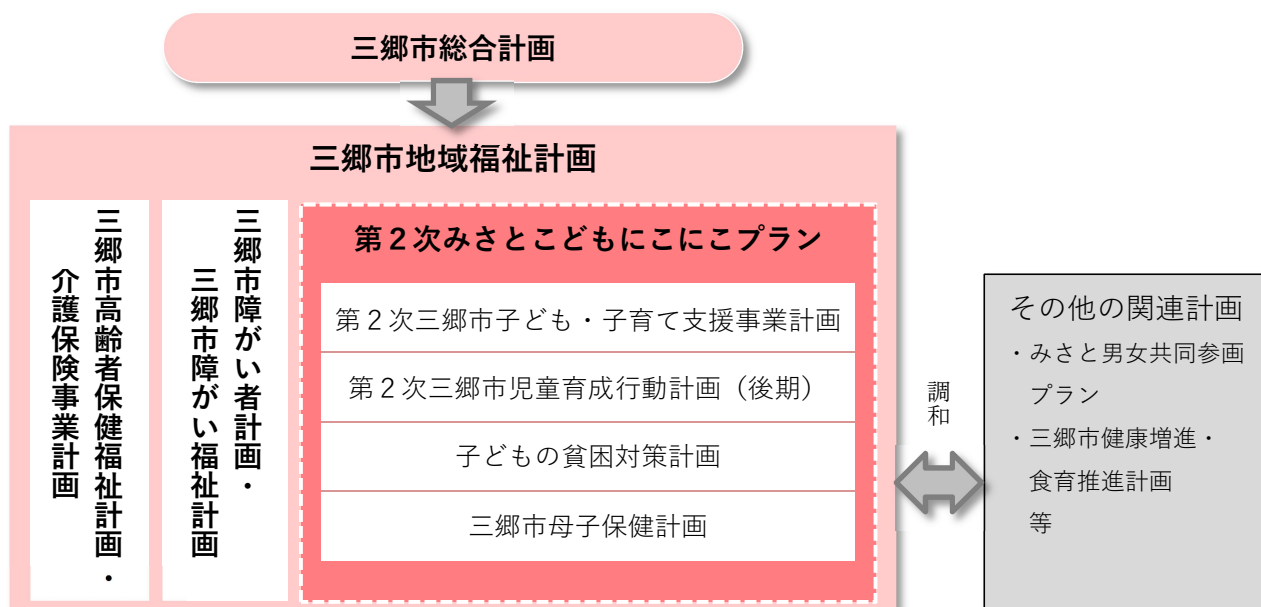
誰もが安心して出産することができ、子どもが健やかに育まれる社会の実現は、われわれが取り組まなければならない最重要課題であるにとらえ、本市では、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間とする「みさとこどもにこにこプラン」（「三郷市子ども・子育て支援事業計画」と「第2次三郷市児童育成行動計画（前期）」を包含）を策定し、妊娠期から出産、育児までの包括的な相談体制の整備や、地域における子育て支援拠点の整備等に積極的に取り組んできました。

計画期間の中間年度である平成29年度には、人口推計と実人口にかい離が生じた状況をふまえて、保育ニーズ及び対応する提供体制の見直しを行い、保育施設の整備等による待機児童対策を進めてきたところです。

この度、「みさとこどもにこにこプラン」の計画期間の終了に伴い、「第2次みさとこどもにこにこプラン」を策定し、引き続きすべての子どもと子育て家庭を対象とした施策について、総合的、効果的に推進していきます。

2 計画の位置づけ

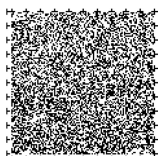
「第2次みさとこどもにこにこプラン」は、「三郷市総合計画」の基本指針等に従い、また、関連する法令等に基づき他の計画等との調和を図るものとして、以下のとおり位置づけます。



3 計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年を計画期間とします。

なお、計画期間中は、事業の評価など進行管理を行うとともに、社会経済等状況の変化に応じて見直していくものとします。



基本理念

子どもと子育てを地域で支える ふれあいのまち みさと

子どもはその養育者だけでなく、多くの人と関わることで愛着や信頼を形成し、様々な刺激を受けて成長します。子育てを地域全体で支援することは、誰もが安心して出産でき、喜びをもって子育てをすることができる社会、子どもの将来が、生まれ育つ環境によって左右されることなく、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築につながります。

それは、子どもや子育て家庭にとってだけでなく、すべての人にとって生きやすい社会であることから、本計画では引き続き「子どもと子育てを地域で支える ふれあいのまちみさと」を基本理念として、「ふるさと三郷 みんながほほえむまちづくり」を進めていきます。



●●基本目標 1●●

子どもの権利 や安全の確保

子どもが一個の人格を持った権利の主体として尊重され、身体的にも精神的にも安全が確保され安心して成長していけるよう、あらゆる暴力の根絶に取り組み、また、事故や犯罪に巻き込まれない生活環境の整備を進めていきます。

(1) 子どもの権利と主体性の尊重

(1-1) 子どもの権利の尊重

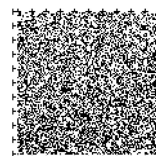
(2) 子どもの安全の確保

- (2-1) 虐待防止対策の強化★
- (2-2) いじめからの保護
- (2-3) 交通被害からの保護
- (2-4) 犯罪被害からの保護

(3) 子どもの生活環境の整備

(3-1) 安全なまちづくりの推進

★印・下線は重点的取り組みです
(例 虐待防止対策の強化★)



●●基本目標 2●●

子どもの社会的 成長の促進

子どもが社会の一員としての自覚や責任感を持ち、自立に向けて踏み出していくためには、自分を受け止めてくれ安心して過ごせる場をもつこととともに、他者との交流や多くの体験を重ねることが大切です。「子どもの居場所」づくりの整備・推進と、発達段階に応じた多様な体験の機会の提供に取り組みます。

(1) 子どもの健全な成長

- (1-1) 青少年健全育成
- (1-2) 子どもの情報環境の整備

(2) 子どもの交流機会の確保

- (2-1) 青少年団体活動支援
- (2-2) 地域活動の推進

(3) 「子どもの居場所」づくりの整備・ 推進（児童館や子ども食堂など）

- (3-1) 「子どもの居場所」づくりの整備・推進★
(児童館や子ども食堂など)
- (3-2) 公園などの整備

(4) 多様な体験機会の確保

- (4-1) 多様な体験機会の提供
- (4-2) 情報提供体制の整備

●●基本目標 3●●

子どもの教育 環境の充実

子どもの人格形成の基礎を培う乳幼児期の家庭教育・幼児教育、また、多様な学びの場である学校教育において、誰もが学ぶ喜びを得て、自らの可能性を発揮できるよう教育機会の均等や教育相談の充実、また、経済的負担の軽減など、家庭・幼稚園・保育所・学校・地域が連携協力して教育環境を充実させていきます。

(1) 家庭教育の充実

- (1-1) 多様な学習機会の提供

(2) 幼児教育の充実

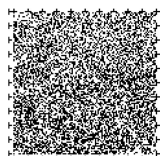
- (2-1) 幼稚園教育の推進
- (2-2) 幼児教育の推進

(3) 学校教育の充実

- (3-1) 学校教育の推進
- (3-2) 特別支援教育の充実
- (3-3) 教育相談の充実
- (3-4) 経済的負担の軽減

(4) 読書による教育環境の充実・推進

- (4-1) 読書による教育環境の充実・推進★





●●基本目標 4●●

安心して出産できる支援体制づくり と親子に対する健康施策の充実

親子がともに健やかな生活がおくれるよう、妊婦の相談体制の充実や、乳幼児に対する疾病予防・救急体制の確保、また、発達に不安のある子どもの療育相談・指導体制の充実、思春期の子どもを対象とした、心身の健康を含めた保健教育など健康施策の充実を推進していきます。

(1) 妊娠期からの保健医療体制の充実

- (1-1)妊婦等に対する相談・支援の充実
- (1-2)乳幼児の疾病・医療体制の確保
- (1-3)親子の孤立防止★

(2) 乳幼児健康診査・保健指導等の充実

- (2-1)乳幼児健康診査の充実
- (2-2)集団指導の充実
- (2-3)個別相談の充実

(3) 療育相談・指導の充実

- (3-1)早期発見体制の充実
- (3-2)早期療育体制の充実

(4) 食育の推進

- (4-1)食育の推進

(5) 思春期の保健対策

- (5-1)保健教育の充実

●●基本目標 5●●

すべての家庭が安心して 子育てできる支援体制づくり

安心して子育てを行うためには、子育て家庭の様々な不安を軽減していくことが大切です。子育てに関する相談・情報提供の体制を整えるとともに、多様な保育サービスの提供や放課後児童対策の充実に努めます。また、経済的な理由から子育てが困難とならないように、経済的支援を行います。

(1) 子育て不安解消体制の整備

- (1-1) 相談体制の充実★
- (1-2) 情報提供体制の充実
- (1-3) 保護者交流の機会の提供

(2) 多様な保育サービスの充実

- (2-1) 待機児童の解消★
- (2-2) 保育サービスの充実
- (2-3) 施設における子育て支援
- (2-4) 地域における子育て支援

(3) 放課後児童対策の充実

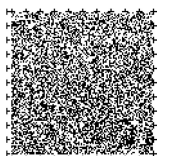
- (3-1) 放課後児童クラブの整備★
- (3-2) 放課後子ども教室の整備
- (3-3) 放課後等デイサービス等の整備

(4) 経済的支援の充実

- (4-1) 経済的な支援の充実

(5) 子育てに優しいまちづくりの推進

- (5-1) バリアフリー化の推進
- (5-2) 子育て家族が安心して外出できる環境づくり



●●基本目標 6●●

男女が協力する 子育て社会の実現

女性が職場で活躍することや、男性が家庭生活等において喜びを感じてその役割を果たすこと、さらには、男女がともに充実した生活を送ることができるようにしていくためには、職場や家庭生活等における固定的な性別役割分担意識から解放されることが重要です。仕事と家庭生活、地域活動等との調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、仕事と子育ての両立のための基盤整備を行っていきます。

(1) 男女がともに支え合う仕組み作り

- (1-1) 男性の子育て参加の契機づくり
- (1-2) 相談体制の充実
- (1-3) 啓発活動の推進

(2) 子育てと仕事の両立のための仕組み作り

- (2-1) ワーク・ライフ・バランスの推進★

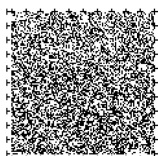
●●基本目標 7●●

地域共生の まちづくりの推進

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域における課題を自分のこととして認識し、住民同士が共に支え合うことができる地域共生のまちづくりを、住民や地域と連携・協働しながら進めていきます。

(1) 地域支援協力体制の確立

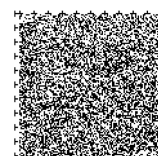
- (1-1) 地域支援協力体制の確立



教育・保育等の量の見込みと確保方策

乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、事業毎に必要とされる事業量（ニーズ）を見込み、対応する教育・保育サービスや子育て支援事業等の提供体制の確保方策（内容・実施時期等）を設定します。

区分	事業名	単位	量の 見込み	確保方策	
				確保数	達成時期 (年度)
教育・保育	0歳児保育（3号）	人	249	251	令和 2
	1・2歳児保育(3号)	人	1,004	1,005	令和 2
	3～5歳児教育・保育（2号）	人	1,389	1,511	令和 2
	3～5歳児教育・保育（1号・2号）	人	2,391	3,280	令和 2
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業 （子育て支援ステーション事業）	か所	2	2	令和 3
	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター、つどいの広場）	組	26,674	26,700	令和 2
	妊産婦健康診査	人(延べ)	15,064	15,064	令和 2
	乳児家庭全戸訪問事業	人	1,130	1,130	令和 2
	養育支援訪問事業	人(延べ)	70	70	令和 2
	子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	人日	36	36	令和 2
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	人日	7,210	7,210	令和 2
	一時預かり事業（幼稚園型）	人日	31,381	40,974	令和 2
	一時預かり事業（幼稚園型以外）	人日	8,000	9,600	令和 2
	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	人	1,262	1,609	令和 2
	延長保育事業	人	1,486	2,110	令和 2
	病児を保育する事業 （病児保育事業・子育て援助活動支援事業）	人日	1,227	1,920	令和 3





三郷市キャラクター「かいちゃん & つぶちゃん」